

第3次丹波市総合計画(案)について みなさまのご意見・ご提案を募集します！

丹波市では、令和7年度から10年間の市のまちづくりの指針となる第3次丹波市総合計画の策定を進めています。

第3次丹波市総合計画を市民と行政がともに作りあげる計画とするため、市民アンケート調査や市民ワークショップ、団体ヒアリングなど、多様な市民参画の機会を設け計画案を作成しました。

この度、第3次丹波市総合計画が、みんなが分かりやすく、総がかりでまちづくりに取り組むための計画となるよう広く意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。

募集期間

令和6年6月24日(月)～
令和6年7月23日(火) ※午後5時必着

意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- (3) 市内に通勤、通学する人
- (4) 丹波市ふるさと住民登録者

第3次丹波市総合計画(案)の閲覧

○紙の冊子で窓口を設置しています。

丹波市 ふるさと創造部 総合政策課（本庁舎2階）、
本庁第2庁舎、健康センターミルネ、各支所・住民
センター、ライフピアいちじま、市民プラザ

○市ホームページに掲載しています。



ご意見・ご提案の提出方法

- (1) 持 参： 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課（本庁舎2階）、本庁第2庁舎、健康センターミルネ、各支所・住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザの窓口に設置の意見箱
- (2) 郵 送： 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 ふるさと創造部 総合政策課 政策係 宛
- (3) F A X： 0795-82-5448 ※電話は不可
- (4) 電子メール： sougouseisaku@city.tamba.lg.jp
- (5) 市ホームページ： 回答フォームから入力（上記、二次元コードをご確認ください。）

意見の公表など

- (1) 提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答として市ホームページで公表します。
- (2) 提出されたご意見などに対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容（氏名、住所などの個人情報）は公表しません。（丹波市パブリックコメント手続実施要綱）により適正に取り扱います。）

お問い合わせ

丹波市 ふるさと創造部 総合政策課 政策係 電話：0795-82-0916（直通）



第3次丹波市総合計画(案)に対するご意見・ご提案

丹波市 ふるさと創造部 総合政策課 政策係 宛

氏 名 (法人名等)			
住 所 (所在地)	〒 -	電話番号	
意見者の区分	いずれかにチェック☑をしてください。 ☐ (1) 市内に住所を有する人 ☐ (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等 ☐ (3) 市内に通勤、通学する人 ☐ (4) 丹波市ふるさと住民登録者		
ご意見・ご提案 の公表	ご意見・ご提案は、市の考え方とともにホームページで公表を予定しています。 公表に関して、いずれかにチェック☑をしてください。 ☐ 希望する ☐ 希望しない		

記入方法

- ①「該当箇所」欄には、計画書のどの部分にご意見・ご提案を記載されたか、ページ数などが分かるように記入してください。
- ②「ご意見・ご提案」欄には、あなたの想いや考えを記入してください。

該当箇所	ご意見・ご提案
【記入例】 (29)ページ ()行目 施策の展開 03 に ついて	【記入例】 仕事と子育ての両立支援について、〇〇という視点を追記してはどうか。
()ページ ()行目	
()ページ ()行目	
()ページ ()行目	

※募集期限:令和6年7月23日(火)午後5時必着

※公表の際には、ご意見以外の内容(氏名、住所などの個人情報)は公表しません。

※ご意見・ご提案の内容については、標記のパブリックコメントの目的以外には使用しません。

※お寄せいただいたご意見・ご提案に対し、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

提出方法

- 持 参：丹波市 ふるさと創造部 総合政策課（本庁舎2階）、本庁第2庁舎、健康センターミルネ、各支所・住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザの窓口に設置の意見箱
- 郵 送：〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 ふるさと創造部 総合政策課 政策係 宛
- FAX：0795-82-5448 ※電話は不可
- 電子メール：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp
- 市ホームページ：右の二次元コードからインターネットでも回答できます。

市ホームページ

